

新宿区子ども・子育て会議運営要綱

平 27 年 6 月 5 日
27新子家管第339号

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区子ども・子育て会議条例（平成27年新宿区条例第18号。以下「条例」という。）第1条に規定する新宿区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の傍聴)

第2条 会議の傍聴をしようとする者は、原則として、事前に事務局まで申し込むものとする。

2 傍聴できる者は、申込の先着順に決定し、会議当日に新宿区子ども・子育て会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）（第1号様式）を交付する。なお、事前の申込において、傍聴希望者が傍聴人の定員に達していない場合には、会議当日に会場において申込を受付ける。この場合においても、傍聴できる者は、申込の先着順に決定し、傍聴券を交付する。

3 傍聴券は、1人につき1枚交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。

5 傍聴人は、会議を開催する会議室（以下「会議室」という。）に入室しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議室の規模に応じて決定する。なお、新宿区議会議員は定員に含まないものとする。

(傍聴券の有効期限)

第4条 傍聴券は、傍聴券に記載された当日に限り有効とする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

- (1) 刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機又は撮影機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議室にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員の言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
- (5) 携帯電話は、電源を切ること。
- (6) パーソナルコンピューター等情報通信機器は使用しないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(非公開の場合の退場)

第7条 傍聴人は、条例第7条第3項に基づき、会議を公開しないこととする決定があった場合には、会長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第9条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反したときは、当該傍聴人に退場を命じることができる。

- 2 傍聴席が騒がしいときは、会長は、全ての傍聴人を退場させることができる。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会議室に入ることができない。

(委員の代理出席)

第10条 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できない場合には、あらかじめ委員の属する団体の代表者からの届出により、代理出席を認めることとする。

(委員の欠員)

第11条 委員に欠員が生じた場合であっても、原則として、補充は行わないものとする。ただし、団体推薦の委員については、この限りでない。

(委員の除斥)

第12条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、会議の同意を得た場合には、この限りでない。

(会議録)

第13条 会議の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、発言者の氏名は公開しない。

(資料)

第14条 会議において配付した資料については、区ホームページに掲載し公開する。

(書面による会議の開催)

第14条の2 会議を開催することが困難な事情があり、区長がやむを得ないと認める場合は、書面により会議を開催し、委員の意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第15条 会議に関する事務は、子ども家庭部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。